

定年 65 歳に引き上げ決定!! 60 歳以降の働き方とは？

国家公務員法の改正（2023 年 6 月 11 日公布）に基づき、国家公務員の定年年齢が 2023 年 4 月 1 日から段階的に 65 歳に引き上げられます。これは、2001 年度から始まった公的年金の支給開始年齢が 65 歳へ段階的に引き上げられたことに伴い、60 歳定年と年金支給開始年齢を接続する措置として、国家公務員には「再任用制度」が導入されています。高年齢者雇用安定法が適用される熊大を含む全国の国立大学法人の多くが「再雇用制度」を導入し、65 歳までの雇用の確保義務に対応しています。

熊大使用者は、上記の法改正を受けて熊大教職員の定年年齢の段階的引き上げ方針を役員会（2023 年 2 月 22 日）にて決定し、全学学内にメール配信（2023 年 2 月 26 日）しました。2023 年度から段階的に 2 年毎に 1 歳ずつ引き上げられ、2032 年度には 65 歳までになります。有期雇用職員の雇用上限年齢と無期転換職員の定年年齢も正規職員と同様に段階的に 65 歳まで引き上げます（シニア教員、非常勤講師等の当該年齢等を 70 歳と定める職種は除く）。

このニュースでは、定年延長の対象者および新たに導入される 6 項目について説明します。

対象者

- 正規職員：事務職員・技術職員、医療職員（病院長を除く）、教育職員（附属学校教員）
- 有期雇用職員（シニア教員、非常勤講師等の当該年齢等を 70 歳と定める職種は除く）

新たに導入される制度

(1) 定年年齢の段階的引き上げ

60 歳の定年年齢が、2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられます。1963 年 4 月 2 日以降から 1967 年 4 月 1 日生まれの方は、段階的に定年年齢が引き上がりますが、1967 年 4 月 2 日以降生まれの方は、定年年齢が 65 歳になります。

【定年年齢の対応表】

定年年齢	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
定年退職者			無		無		無		無		無	
1961年4月2日～ 1962年4月1日生	60歳 退職											
1962年4月2日～ 1963年4月1日生	59歳	60歳 退職										
1963年4月2日～ 1964年4月1日生	58歳	59歳	60歳	61歳 退職								
1964年4月2日～ 1965年4月1日生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 退職						
1965年4月2日～ 1966年4月1日生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 退職				
1966年4月2日～ 1967年4月1日生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 退職		
1967年4月2日～ 1968年4月1日生	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 退職

(2) 役職定年制の導入

管理監督職の職員又は管理監督職に準ずる職員は、60 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日に、非管理監督職ポストに後任等（役降り）することになります。なお、特例として管理運営上著しい支障が生じる場合は、引き続き管理監督職として勤務を命じられる場合があります。

【役職定年制の対象職と役降り後の職】

部局	管理監督職			管理監督職に準ずる職				
	病院	技術部	事務組織	病院			事務組織	
現行	看護部長 副看護部長	技術専門員 (技術部長)	部長級 課長級	副薬剤部長 室長	診療放射線技師長 副診療放射線技師長	臨床検査技師長 副臨床検査技師長	栄養管理室長	副課長級
↓								
役降り後	看護師長	技術専門員	副課長級以下	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	主任栄養士	係長級以下

(3) 60 歳に達した職員の給与額

基本給月額および手当（地域手当、超過勤務手当、休日給、期末・勤勉手当など）は、60 歳に達した日の 7 割水準になります。

(注)役職定年により役降りした場合は、役降り前の基本給月額の 7 割水準になります。また、本人の意向による降任および降格の場合は、管理監督職勤務上限年齢調整額は支給されません。

例 1) 非管理監督職（一般職）の場合

- ・係長級(4 級) 基本給月額 372800 円 × 7 割水準 ⇒ 261,000 円

例 2) 役職定年（部長級）の場合（副課長級へ役降り）

- ・部長級(7 級) 基本給月額 422,300 円
⇒副課長級(5 級) 基本給月額 393,000 円 × 7 割水準
⇒ 275,100 円 + 調整額 (20,500 円) ⇒ 295,600 円

(裏面につづく)

	熊本大学教職員組合	
	No. 18 2023. 3. 24	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

(4) 60歳以後定年前に退職した者の退職手当

定年前に退職した職員が不利にならないよう、退職手当の基本額は、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定します（*）。なお、「当分の間」がいつまでなのか、国の制度も決まっています。65歳定年が完了する2032年度以降、定年年齢前に退職した場合は、自己都合退職として算定されることになれば不利益変更となります。そのようなことは許されません。退職後の生活設計に関わってきますので、今後も注視していきます。

*ピーク時特例

役職定年や役降りの方は基本給が減額されますが、その救済措置としてピーク時特例が適用されます。減額前の基本給を基準に退職手当を当分の間は算出します。しかし、特例措置の期限は定められていません。

(5) 定年前再雇用短時間勤務制の導入

本人の希望により、定年年齢に達する前に退職する場合は、短時間勤務の再雇用職員として定年年齢まで勤務可能となる制度です。

- ・任期：採用日～定年退職日（常勤職員の定年退職日）

(6) 定年退職後65歳までの暫定再雇用制度の新設

定年年齢引き上げが完了する2031年までの経過期間は、65歳まで雇用機会が保障されます。現行の再雇用制度と同じ仕組みですが、暫定再雇用制度では、上記（5）定年前再雇用短時間勤務制を希望し、定年年齢に達し退職した後も65歳まで引き続き再雇用職員（フルタイム／パートタイム）として勤務することが可能です。

今後の対応について

熊大使用者は、定年年齢の段階的引き上げ開始後も人材活用や影響について引き続き見直しや検討すると説明しました。組合は、定年年齢の引き上げによって職場の混乱や不利益変更になる場合は、早急に制度の見直しを求めます。

教職員説明会の開催

3月の熊大使用者役員会において決定し、3月下旬に教職員への説明会（オンライン開催）が予定されています。定年年齢の引き下げによる計画するライフプラン設計に大きく影響しますので、参加し、不安のない制度となるよう注視しましょう。